

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一號二角五分 一月五元五角 三月十元 六月十五元 一年三十元
○時事新報社 東京市本町三丁目

本社(寄稿)に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨
り時事新報社に社員並に通信員を以て斯類の社
に通信を依頼せしむるも世間往々此事を知らずして通
信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向て發送せらるべきを請ふ

時事新報

新聞記事の體裁
前號にも述べたる如く我國の新聞紙は近來大に品格を
著し其記事文章の野卑鄙陋なる殆ん見るに堪へず殊
に彼の輸入新聞の類に至ては何れも見苦しき事柄を
以て成る丈け見苦しき事柄を以て専一の目的となすも
の如く其紙面の大半は所謂新聞と稱する部類千萬な
る記事を以て撰載し甚だしきは通常人間社會に於て可
らざる醜態婦女に關する話柄などを此上もなき面白
き事件にてもある如く滑稽交りの筆法を以て種々
書き記して恬然たる者さへ少なしとせず實に言語に絶
たる次第にして是が爲めに社會の風氣を輕薄ならしめ
直接に間接に人の道徳品行を害ふの弊は決して少な
らざる可し且又新聞紙は人民の智識感情を代表し其記
事論文の調子に依て自から一國文明の程度を示すもの
なれば今日の如く都鄙の新聞紙が法律の許す限り醜態
の文字を弄して以て世俗の嗜好に投せんとするもの有
れば其結果として世界に對する日本國の評判に多少
の影響を及ぼすは勢に於て免かる可らず試みに我國普
通の新聞紙を取り其記事英文に直譯して其體裁若
しくば紐育の新聞紙に擬せたる者ありとせんに英米
人は之を見て果して如何なる感情を起すならん彼の國
の習慣として決して之を度外に見ざるものと必す
や衆口同音に其新聞紙を攻撃して遂に政府が發賣禁止
の命令を下すに至るまでには已むとかなる可し是れは
決して我輩の空想に非ず苟も彼の國の人情習慣を詳
知する者の皆共に保證する所なり然るに獨り我國に在
ては全國多量の新聞紙が斯の如き風俗壞亂の文字を日
日の紙上に掲げながら世間に會て之を怪む者多しとわ
りては西洋人に對して聊か不面目の次第なりと謂はざ
るを得ず歐米人の評に日本人は一般に男女間の道徳
に乏しく其品行甚だ不始未なりと云ふものあれば我
輩の所見を以てすれば日本人の道徳品行果して歐米人
に及ばざるや否やは一層問にして容易に判斷を下す可
らざるなり我國人は都て醜態不品行の事柄を撰載
するもの多しと云ふれば之を公言公行して擧ぐる
が爲に我輩をして一覽置に日本人は不品行なりとの想
を起し我輩を左程の事と思はざる可れども今日交通

至便の時に當り外國人の中にも日本語を解する者少な
からざる其人の眼前に漢文字を示すものなれば恰も彼
等をして我國民道徳の程度を誤測せしむるの媒介たる
に過ぎず誠に遺憾至極ならずや抑も今日の人間社會は
固より完全無欠の清世に非ず隨て醜態不品行の沙汰多
きは免かる可らざる所にして一切の弊害を除き去る
が如きは人力の及ぶ可きに非ず要は唯世間一般の輿論
に於て凡て道徳に背き一身の品行修さらざるは人間の
一大耻辱なりとの事實を認め天下の人をして深く自ら
省みて自から慎むの念を起さしめ或は偶々不品行の
者あるも世間の批評を懼りて自から其私を秘密にし一
身の不始末よりして社會全體の風氣を害するが如きみ
とならざらざるに在るのみならず今我國の事情は全く
正反對に出で輿論の本源とも云ふ可き新聞紙が道徳の
問題に無頓着のみか幸甚世間の輿論を深り求めて文明
國人の故さらし秘する所のものを我れは則ち故さらし
之を公にすといふ、百千年來の習慣に由り自から知ら
ずして罪を犯すものとは申しながら抑も又新聞紙は文
明の新事業なり苟も之に従事して身を立てんとせば
其事業の體面に對して少しく自から省みて自重の心
をもちんと我輩の與々忠告する所なり

官報

去ル二月十日ノ勅諭ノ旨ヲ奉體シ獻金願
出ル者少カラス但シ軍艦製造費ノ豫算已
ニ完結シタルニ由リ現今ニ於テ獻金ヲ受
納セスト雖其ノ獻金者ノ志愛國ノ衷情ニ
出ルヲ認メ特ニ感賞ヲ表ス
右
聖旨ヲ奉シ告示ス
明治二十六年三月十八日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
○外務省令第一號
清國及朝鮮國駐在日本帝國領事ニ於テ徵收スル左ノ種
目ノ手数料ノ登記印紙ヲ以テ納付スルニ
旅券并査證手数料 船籍報告及證書并廣
寫手数料
船泊出入港手数料 船泊出入港及抵當公認
手数料
船泊健康證書手数料 船泊健康證書手数料
海員雇入雇止證書公認手数料
○文部省令第一號
北海道廳長官府縣知事ニ於テモ特ニ小學校正教員ノ急
需アリト認ムル場合ニ於テハ明治二十四年十一月文
部省令第十九號小學校教員檢定等ニ關スル規則第七條
第一款ノ者ニ限リ公立小學校教員ノ職ニ在リコト
一箇年以内ト雖モ檢定ノ上小學校正教員ノ免狀ヲ授
與スルコト一箇年以内ト雖モ檢定ノ上小學校正教員ノ
免狀ヲ授與スルコトヲ得
明治二十六年三月十八日
文部大臣井上毅

雜報

製糖費納金の處分就て 別項に記載せ
る如く政府は製糖費を以て製糖費納金を受納せざる
旨昨日の官報を以て告示せしが元來政府にして同納納
金を受くるに當ては議會の議決を求めざるべからず若
し議會を以て之を受納せば政府と議會との間に於て權
限争ひの起るべきは必定なれども之を受納せざるは政
府の特權内にあり而して今日の場合之を受納せざるは
其當を得たるものなり左るにても政府は是を當て其
例なき一片の告示を發し勸諭とも付かず勸諭にもあ
らざる廣告的方法を用ひしは餘程其告示方に固執せ
しものならんと評するものあり
○貴族院決議の無効 製糖費納金は受納せざ
るものとしたりたれば先般貴族院に於て議決せし會費
準氏議院に於ける議決に關する動議は無効無効とな
るべく尙ほ衆議院議員一部の人々より申出でし議費十
分の一納納も同受納せられざるは明瞭なる次第なり
○改進黨の會合 改進黨代議士及前代議士評議員
諸氏は一昨日午後一時より早稻田大隈伯邸に會合せし
に來會者三十餘名種々評議の末爾來毎月第一第三の土
曜日午後一時より早稻田邸に集會して政務を調査し其
結果を各地の代議士に報告するものと決し尙ほ近々各
地方に遊説員を派出し黨勢を擴張する等なりと云ふ
○本日改進黨演說會に就て 日時節柄其論
旨一に自由黨攻撃にあるもの如く評する人あれども
本日演說會は畢竟するに同黨が是迄歩み來りし道筋
を忌憚なく開陳するの主旨にて尤も其演說中黨の順序
として勢ひ他黨を攻撃するが如きものとあるも同黨は元
來自由黨攻撃を目的とするものにあらず後で民黨の勢
力を減弱するが如きものと爲さるる者なりと云へり
○郵船會社命令書改正 日本郵船會社命令書第
八條第四項を左記の通り改正する旨一昨日通信大臣より
同社に達せり
神戸下ノ關長齋藤馬山仁川芝罘天津莊開
天津寄港は往航のみとし冬季牛莊結氷中は航路を
仁川に止む

○二月中正米概況 二月中の東京米市場
に於ける正米の概況を略さん先に先づ平穩保を各口も
云ふべき姿にして價位も更に變動せず深川の集積米を
調査するに總額八萬四千一百一十九石九斗にして之
に一月より持越高六十三萬四千七百七十二石を加へ合計一
百四萬一千六百二十一石の内庫出高三十一萬一千八百
四十五石と算出されしは月來の現在高七十一萬九千九
七百七十六石なるが出入を比較して輸入の相違九萬九
千三百四石なり斯くの如き差を生きたる所以のものは
地運米の出費増を氣に於て大に九州米の輸入を認
めしものに因るならん又その相場は一日の會合に於て
最高七圓四錢を現し漸次引落して十日間は最低六
圓九錢六厘を現し月來に於て引落の勢を認むべし

Table with multiple columns and rows, likely a financial or market report. Includes items like '九錢を以て取引を舉りた' and '帝國ホテルの音'.